

日 銀 市 第 1 5 6 号  
2 0 1 7 年 9 月 2 6 日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

適格担保の掛目の一部変更および  
「担保に関する細則」の一部改正に関する件

日本銀行では、適格担保<sup>(注1)</sup>の掛目の一部を2017年10月26日（ただし、適格住宅ローン債権信託受益権の掛目にあつては、2017年10月30日）から変更することとしましたので、通知します<sup>(注2)</sup>。変更後の掛目は、変更日の業務開始時から適用します。詳細については、日本銀行のホームページ（<http://www.boj.or.jp>）に掲載している本日付の「適格担保の担保価格」の一部改正等について」をご参照ください。

また、担保関係事務の明確化およびその適切な取扱いの確保に資する観点から、「担保に関する細則」を別紙のとおり一部改正し、本日から実施することとしましたので、併せて通知します。

（注1）「適格担保取扱基本要領」、「適格外国債券担保取扱要領」、「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」、「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の適格性判定等に関する特則」、「米ドル建の企業に対する証書貸付債権にかかる担保の適格性判定等に関する特則」および「適格住宅ローン債権信託受益権担保取扱要領」に基づく適格担保を指します。

（注2）本通知による「担保に関する細則」の一部改正も踏まえ、今後、適格担保の掛目の変更にあつては、書面ではなく日本銀行のホームページの「業務上の事務連絡」（<http://www5.boj.or.jp>）への掲載の方法により、担保差入金融機関等に対して通知することとなりますので、ご注意ください。

以 上

## 「担保に関する細則」中一部改正

- 第5章2.(2)中(注4)を横線のとおり改める。

(注4) 掛目とは、担保価額等を算出するため、担保の目的物の時価、額面金額、元本額、手形金額、債権金額、残存元本額または残存元本相当額等に乗じる比率をいい、残存期間に応じた値が設定されます。なお、邦貨手形、短期社債、分割償還債のうち貸付債権担保住宅金融支援機構債券（貸付債権担保住宅金融公庫債券を含みます。以下同じです。）および住宅ローン債権信託受益権については、残存期間にかかわらず掛目は同一の値が設定されます。なお、掛目の値の確認方法、見直しの頻度やその他の留意点は、「4. 掛目」を参照してください。

- 第5章4. を横線のとおり改める。

#### 4. 掛目

掛目は、毎営業日、担保の目的物の種類や残存期間に応じた値（ただし、邦貨手形、短期社債等および分割償還債のうち貸付債権担保住宅金融支援機構債券および住宅ローン債権信託受益権については、残存期間にかかわらず同一の値とします。）が設定され、業務開始時から適用します<sup>(注1)</sup>。また、掛目の値については、必要に応じて随時に変更されることがあります日本銀行のホームページ（<http://www.boj.or.jp>）に掲載している「適格担保の担保価格」において具体的に定めており、原則として年1回の頻度で、金融市場の情勢等を踏まえた検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととしています<sup>(注2)</sup>。担保交付指定店舗においては、毎営業日の業務開始時点で適用される掛目の値を前提として、同時点で担保不足とならないよう、担保価額や所要担保価額の管理を厳格に行う必要があります。

略（不変）

(注1) 住宅ローン債権信託受益権については、日銀ネット上、掛目の値は設定されません。担保差入先がこの細則に定めるところにより、「担保差入証書兼担保価額変更依頼書（住宅ローン債権信託受益権）」等を日本銀行に提出するに当たっては、担保差入先が2.(2)の計算式により担保価額を算出する必要があります。

(注2) 掛目の値の変更を決定した場合等には、原則として日本銀行のホームページ（<http://www5.boj.or.jp>）への掲載の方法により、担保差入金融機関等に対して通知します。

以下略（不変）